

平成29年度 第5回田川市国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 平成30年1月18日(木)

18:00～20:00

場 所 田川市役所 1階 大会議室

出席委員 6名(欠席委員4名)

【会長】定刻となったので、ただいまから始める。

12月18日に諮問をいただいた。今後のスケジュール上あまり余裕はなく、議会に諮ることも考え本日が最後の会議となるようにしたいと思う。

【事務局】本日の委員の出席は現在10名中5名(1人遅れて参加のため、計6名)であり、成立している事を報告する。

【会長】今回の議事録署名人は、被保険者代表「田尻」委員、医師薬剤師代表「松本」委員にお願いしたいと思う。

それでは議事に入る。(1)平成30年度国民健康保険税試算について、事務局に説明をお願いします。

【事務局】(平成30年度国民健康保険税試算について 資料に沿って説明)

【会長】ただいま確定係数による説明がありました。何か質問があればお願いします。

【委員】その前に、今日が最後となるようにとは、今日で何を決めたいのか。

【会長】条例改正等を考えるとスケジュールが厳しいので、税率試算について最終的な判断をしていきたいという事である。

【委員】 県が示した税率の数値があり、田川市で試算した税率の数値があると思うが、税率のほかにも税額というのがある。県が示した数値と田川市が試算した数値とを比べながら、どちらも議論しないといけなのではないか。県の数値でもって今日いきなりで結論まで出すのでは困る。

【会長】 資料の中には、県が示した数値と田川市が試算した数値とが示されている。それを見ながら意見を聞いていこうとしている。

【事務局】 事務局としては、試算 1、試算 2、税率固定の 3 パターンを案として出している。試算 1 は、県が示した賦課総額で被保険者数等を田川市で試算したもの。試算 2 は、医療費の伸び等の余裕を見て試算したもの。税率固定は現状のままの税率というものである。一番安心なのは、税率固定なのではないかと思うが、現状より税率が下がる案ということで試算 1、2 を示しているところである。

【委員】 市民から聞かれた場合、税率が下がるにしろ上がるにしろ説明できない。今日いきなり結論と言われても困る。自分たちにもう少し発言の機会を与えて欲しい。

表の中に所得割、均等割、平等割と出ているが、医療費が全く出ていない。決算の中に出ているのは知っているが、この場で審議する際、医療費の情報は必要ではないか。今回県からの数値と田川市が試算した数値の提示があり、そこから時間をいただき、そして次回に結論を出すといった流れにする必要があるのではないか。

【会長】 医療費の伸び等は推測が難しいところではあるが、あまり結論が伸びてしまうと、税率変更の場合結論が出て間合わないので、現行税率のままとなる。

【委員】 平成 27 年に一般会計から法定外繰入と繰上げ充用を行った際の割合はどうなっていたのかわからない。平成 27 年度に税率を上げる答申を出した際、単年度赤字が約 3 億あるので、一般会計から法定外繰入と繰上げ充用をしましようということだった。平成 28 年、29 年度でどういう風に結論として組み込まれていったのか知りたい。平成 30 年度のみで審議するなら、平成 30 年度の財源措置を議論させてもらわないと納得できない。

【事務局】繰上げ充用の財源を一般会計から法定外繰入をしたという状況である。第3回の運営協議会資料の中に決算の総括表がある。平成28年度決算で平成27年度の赤字分の繰上げ充用を計上している。その財源として平成28年度に法定外繰入を同額行っている。平成27年度の赤字分は、平成28年度で税率改正で上げた分には及んでいない。

医療費の状況は、第2回の運営協議会資料の中にある。医療費が下がっているのは、被保険者数が減っていることによるもの。1人当たりでは、医療費は伸びている。平成30年度以降の見込みをたてる際、田川市が推計したものでは、医療費が伸びる数値となっている。今回の表の参考値では、田川市が推計した結果として示した数値である。県が示した確定数値の中でも医療費は伸びているが、平成30年度の診療報酬改定（マイナス改定）も加味したうえでの数値となっている。

【委員】平成28年度の一般会計からの法定外繰入と繰上げ充用は、繰上げ充用分を一般会計で負担したと理解してよいのか。

【事務局】そのとおりである。

【委員】平成29年度は繰上げ充用はないということか。

【事務局】平成28年度が赤字ではないので、繰上げ充用はない。

【委員】平成29年度の収支のバランスはとれているのか。

【事務局】第4回の運営協議会資料にあるが、赤字基調（△6,300万円）である。

【委員】平成28年度に税率をあげる必要があるといったのが、平成27年の9月時点であった。早い段階で予想したのがそのとおりとなっている。現在1月なので、先ほど説明のあった平成29年度に6,300万円の歳入不足になりそうというのは確定率が高い。という事は、平成28年度の税率改正で税率が上がったことは私は安泰していると思って

いる。それを考えた場合、今回いきなり示された試算 1、試算 2、税率固定案が出てきたが、その案を審議する時間が欲しい。

繰上げ充用と法定外繰入の件だが、例えば、老人保健医療会計では、足りない場合は、その都度繰上げ充用を行い、翌年度返還している。その財源は不明だが、繰上げ充用を行うことは何ら特別なことではない。なので、平成 30 年度に向けては税率を上げる必要はないという事を強調したい。

【事務局】 老人保健医療会計で繰上げ充用を行っていたことだが、繰上げ充用を行うことは特別な事ではない、のではなく特別な事である。特別会計は単年度決算であるので、赤字のまま翌年度に繰り越すというのは、翌年度の予算に影響がでるという事である。繰上げ充用が慢性的に発生するというのは良い状況ではない。

平成 27 年度の赤字は、年度当初から想定されていた。それは、平成 26 年度までに財源を使っていたからである。平成 29 年度は、約 6,000 万円の赤字と推計しているが、平成 28 年度の 1 億 6,000 万円の黒字を加えたところの数値であるので、かなり厳しい状況である。

【委員】 単年度主義なのに、都合のいいときは単年度と長期と使い分けている。基金が 4 億円、繰越金が 3 億円、計 7 億円があった時だが、この金額は国保会計が貯めたお金であることから、全部ではないが、国民健康保険税の引き下げに使おうとした際、財政というのは長期的な見通しが必要なためということで使わせなかった。また、平成 24 年の資産割廃止の際、「法定外繰入は田川市はしないという方針を決めた」と部長が答弁されているが、前回、繰上げ充用が元とはなっているが、法定外繰入を行ったことは、良かったと思っている。

国も全国で地方自治体が年間 3,000 数百億円を国保会計に繰入れをしている事について、財源措置しようという事で、平成 30 年に県化するうえで、1,700 億円の財源を組んだり、子ども医療の財源を組んだりしているが、田川市ではそれが全然見えてこない。隠れていると思うので、もっと表に出すべきではないか。

【事務局】 単年度主義なので、基金というのは、赤字が出た時のためにとっている。その基金が平成 26 年度に使い果たしたという状況である。基金は税の引き下げに使うもの

ではないという事を理解していただきたい。

国の財源措置だが、隠しているわけではない。これまでも運営協議会の中で説明している。

国民健康保険の収支状況だが、第3回の運営協議会資料の中に各年度別収支状況がある。単年度収支で見ると、黒字と赤字を繰り返している状況であり、平成20年度以降は赤字基調である。今後も基金は積んでいく必要があると思う。

【委員】 法定外繰入をしないという決定は、今はないと思ってよいのか。

【事務局】 法定外繰入は、基本的にはないと考えている。赤字補填の法定外繰入は、国も削減目標を掲げている。田川市における平成28年度税率改正の際には、それまでの累積赤字、平成27年度に発生した約3億円の赤字というのは、本来であれば一度に被保険者に負担させるべきものであるが、一度に税を上げると被保険者の負担が大きすぎるということから、運営協議会の中で、法定外繰入をすべきという答申だったので、それを市で検討し、法定外繰入を決定したものである。今後も法定外繰入を行うというわけではない。

【委員】 平成24年12月の厚生委員会の中で、「一貫して田川市は確実に法定内で繰入れるもの以外は入れないという方針に立っている」と部長が答弁している。田川市の方針とまで言い切っている。国の通達では、必要なときは法定外繰入を行ってもよいと出ている。平成24年の資産割廃止時における議会の附帯決議として、資産割を廃止するならば、保険税を他の人に転嫁しないとある。つまり田川市の負担で解決するという付帯意見を付けている。保険税を上げないために法定外繰入を行うとペナルティがくる、また、それを行うと特別調整交付金が来なくなる。と当時の部長が述べた。しかし、自分で調べると、特別調整交付金が来なくなることはないという事だった。

そういった事があったので、運営協議会の中で、もう少し全委員に、税率と税額についての情報提供や審議する時間をいただきたい。

【事務局】 当然審議をこの場でやっていただきたいということに変わりはない。審議を打ち切ろうということではない。国民健康保険事業を止めるわけにはいかない。方針

を決めていただきたいという事。4月以降について現状税率でいくのか、税率を見直すのか。

【事務局】 前回仮係数での試算を示していた。今回の資料はそれを確定係数に置き換えたものである。基本的な考え方は前回と同様なので、方針を決める時間については、前回示したところから考えていただいているものと思っている。所得割で見ると、現行が11.60%で、試算1だと10.76%、試算2で11.61%となっている。金額についても同様に見比べていただきたい。

【委員】 事務局案はあるのか。

【事務局】 制度改正の見込みが立たない状況であり、県の方から標準保険料率が示されているが、例えば介護納付金なり後期高齢者支援金などに関しても、本当にこれだけ下がるのかといったことも不安視している。事務局としては平成29年度と同じ税率で様子を見させていただきたいと考えている。

【委員】 その場合、上がる人はいないといった考え方で良いのか。

【事務局】 個別に見た場合は異なる。前年所得や世帯人数によって同じ税率によっても変わってくるが、基本的に去年と同じ状況であれば変わらない。

【委員】 やはり平成27年度の様な状況にならない様に、今安易に下げて、結局保険料が足りなくなってまた上げる、といったことになるよりも、とりあえず税率を変えずに、現行税率で様子を見るといったこともあるかと思う。他市町村が下げているのに田川市は下げないのかといった声もあるかと思うが、制度改正により医療費の変動もある中で、税率は変えずに運営しています、といった説明も出来るのではないかと思う。

【会長】 確定したものでないから難しいと思われる。様子を見るため今年度と同じ税率でと事務局は考えている様だが。

【委員】 私はそれが良いと思う。

【委員】 資料 7 ページの予算総括表はどれを基にして作成されたものなのか。

【事務局】 平成 30 年度の予算案の国民健康保険税の部分は、現在この委員会で検討している状況のため、前年度の状況から推計している。保険給付費についてもこれまでどおりに推計したものになっている。国民健康保険事業費納付金については確定係数が来た段階で数字は変わっているが、この資料を作成した段階では判っていなかったため、前回示した仮係数の数値で予算計上している状況である。今後中身の数値が変わってくれば、平成 30 年度において補正予算を行うこととなる。基本的に平成 30 年度の当初予算案に関しては、まだ数字が見えていない部分もあるため、これまでどおりの予算編成と同じ状況となっている。基金については、決算で残る分があれば基金積立も考えられるが、平成 29 年度も赤字が見込まれる状況であるため、平成 30 年度の当初予算計上時においては、基金積立はない状況である。例えば基金が積み立てられる状態になったとしたら、予算の枠の中に基金の部分が上がってくることになるが、今回は 0 円となっている。

【委員】 一般会計からの法定外繰入について、その財源には被用者保険の加入者が負担している税金も含まれる。以前からも言っているが、二重払いという感じがあり、避けていただきたく様をお願いしたい。参考として、協会健保は全国組織だが、平成 20 年当時の健康保険料率は 100 分の 8.2 だったが、5,600 億円の赤字になるとされたため、以降は断続的に保険料率を引き上げ、現在の料率は 100 分の 10.19 としており、被保険者だけでなく事業主にもその負担求めている。財政の単年度決算が上手くいかないのであれば、当然保険料率は引上げなければならないものだという認識であるので、一般会計からの法定外繰入については、その点を重々理解していただきたい。

【会長】 正論と言えますが、事務局はどう判断しますか。

【事務局】 法定外繰入は改善すべきものであるとの通知が国からも出ている状況である。

補足説明だが、7ページ総括表の繰入金について、法定内の繰入ということで財源は国からくることになっている。

【委員】後期分が支出と収入が消えるかどうか解らないのだが、今までは国保で審議する対象となっていた。これが解らない状況なので仮計算というものがあると思っている。例えば国庫支出金が0円になる様だが、保険税の賦課の際に問題はないのか。

【事務局】平成30年度の国保都道府県化に伴い、国保会計の仕組みがかなり変わっている。歳出で言えば後期高齢者支援金・前期高齢者支援金・介護納付金は皆減となっている。その代わりに事業費納付金の新設され、保険税を財源として納付する形とされている。例えば国庫支出金は、今までの様に市町村ではなく県に交付され、その金額が差引計算された残りが、市町村毎の事業費納付金として計算される形となる。代わりにこれまで医療費の支払いである保険給付費については、県支出金3,962,222千円がその財源として入ってくる。今回、仕組みが大きく変わっているため、対前年比が皆増・皆減となっている項目が制度改正に伴う変更部分となっている。

【委員】説明の最後部分に付け加えるべきではないか。歳入の財政安定化基金貸付金はどういうものなのかとか。あと、歳出の前年度繰上充用金は、今まで田川市では存在してなかったが、今回あえてその項目を置いたのには、何かしらの理由があると思うが。

【事務局】前年度繰上充用金については、現時点では予算計上されていない。もし発生することになれば計上することになる。財政安定化基金交付金については、県の方で国保財政に関する基金制度が設けられており、災害等のやむを得ない理由によって収納率等が落ちた場合といった際に交付されるものである。財政安定化基金繰入金については、田川市が基金を保有していた時の名残であって、基金があった場合で歳入不足が生じた際、取り崩した基金がこの項目に入ってくるものである。田川市では今は基金残がないため、この項目は0円である。財政安定化基金貸付金についてだが、これは国保税収入の不足や医療費の増加等といった要因により歳入不足が生じた場合、県の基金から貸付を受ける場合に備えた項目であるため、当初予算時には0円である。なお、貸付を受ける様な状況になれば、その返済に充てるための税率改正が必要となってくる。歳出の財

政安定化基金拠出金は、先程の県の財政安定化基金へと拠出するものである。財政案敵化基金積立金については、以前田川市が保有していた基金への積立を行う際に使用していた項目のため、予算計上していない。項目整理のために資料提示したが、平成 30 年度が「－」表記となっている項目については、当初予算で計上する予定はない。

【委員】資料 1 ページについて、参考値は複数出ているが、今回は平成 29 年度のまま行きたい考えであるとの認識で受け止めておいて良いのか。

【委員】そういう意味だと思う。

【事務局】制度的に非常に分からない部分もあるが、今まで平成 30 年度の税率改正についての審議を重ねた部分を踏まえ、今回の協議会で参考値を提示し結論を出すといった流れになっていた。それによれば一人当たり 6,231 円の増加となる計算結果となるのだが、県から提示された標準保険料率（確定係数）をもとに積算すると逆に下がる推計となった。その数値には疑問を感じるものの、今は見えない部分もあるので、現行税率で行っても一人あたりの保険料は上がる見込みにはなっていないことから、現行税率で 1 年間推移を見ながら、今後審議を重ねていていただきたいというのが事務局側からの提案であるのご理解いただきたい。

【委員】その場合、平成 27 年度の税率改正があったが、所得割の税率と平等割とかを含めての課税総額だと思うが、平成 29 年度と税率も税額も変わらないとの認識で良いのか。田川市は均等割と平等割は県下で断然トップだ。今日の提案を受けて、もう一回だけ勉強させてほしい。今までどおりの税率でいくといったことは理解した上で、それで良いかどうか時間をいただきたい。

【委員】私は事務局提案に賛成しているが、試算 1・2 の様に下がった方が良いとの考えで次回開催を希望しているのか。

【委員】均等割と平等割を見直すべきだ。

【委員】 今回の制度改正に伴い、結果として税率を変えなくても一人あたりの保険料は変わらないか、少し下がると見込まれているが、県の試算どおりでは大きく下がり過ぎるので医療給付費への不安がある。そのどちらを選択するかといった議論になると思うのだが。もっと保険料を下げた方が良いとの考えか。

【委員】 念のための確認だが、税率を変えないというのは、平等割・均等割の税額も変えないといった認識で良いのか。

【國松会長】 事務局は説明を。

【事務局】 委員が言われているのは、応能・応益割に関しては変わらないのかと言う意味と思われるが。

【委員】 そのとおり

【事務局】 均等割・平等割もそのまま。(応能・応益割合は変わらない)

【会長】 県にとっても初めての事をしているので不安要素も多い。市も県のとおり下げた足りなかったら良くないので、現行税率のまま1年間推移を見て運営してはどの意見だったと思う。

【委員】 その意見も解るが、今回の事務局の考えを持ち帰って、他市町村の情報も収集して判断したい。田川市の応益割の負担が県下で2番目の高さなので、異常に高い状態。決算の成り行きも判断しながら少し考えたい。今日結論を出す必要はない。

【委員】 税率を変えない場合も条例改正は必要か。

【会長】 必要ない。

【委員】 極論、論議が遅れて条例改正が合わなかったら、税率は変えられないという結果

になるということか。

【会長】自然とそういう形になる。

【委員】もし変えるとしたら、スケジュール的にはいつまでに結論を出さないといけないのか。今回もギリギリだったと思うが。

【事務局】3月議会による条例改正の原案提出は1月26日までだが、23日に庁議等に掛ける必要があるため、日程的には19日か22日しかない。

【委員】事務局が提案している税率固定の考えで良いと思う。県の示した確定係数を踏まえると、安定的な運営を図る上ではそれが望ましいかと思うので、事務局案に賛成したいと思う。

【委員】今日結論を出さないといけない理由は何か。

【事務局】税率を改正するのであれば、市議会に対する条例改正について26日に原案提出となるので、その前に市の方針決定の会議（庁議）が23日に行う必要がある。今日でなければ明日（19日）か月曜日（22日）に協議会を開いて検討していただくこととなる。

【委員】なぜそんなに急ぐのか。

【委員】その件は前回も事務局から説明があったと思うが、税率を変えるのであれば条例を変えることになるので、議会をとおす必要があると思われる。

【事務局】市議会での議決を得る必要があるからで、税率を変えないのであれば、条例改正は必要ないといった意味。

【委員】税率を変えないのならというのは解ったが、何度も言っているが、田川市の応益

割が福岡県で断然トップだから、そのことについて少し時間をくれと言っている。

【委員】それが明日か月曜日までに協議会を開かないといけないということ。

【事務局】今回税率を変える場合は期限が迫っている。例えば今回の資料を見ていただきたいが、医療給付分では税率固定よりも県が提示した数値（税率）が大きい。実例も踏まえ事務局でも複数のパターンで検証してきたが、現状では確定数値を採用するのは難しいとの結論になった。この様な事も今後、運営協議会において検討していただくことになると思われるが、今回改正を行うのであれば期限が迫っている。

【会長】変えないとすれば現行税率でといった答申をしないとけない。これからのことも検討していく必要はあると思われるが、それは平成 31 年度に向けて、1 年間に掛けて議論が出来る。今回改正するとしたら日程的に差し迫っているが、現行税率で 1 年間検討してはどうかとの意見が多いと思う。

【委員】私は少し時間が欲しい。前回の話では、今回は 22 日頃だったはず。あくまで予定だが延びることはあってもこんなに繰り上がるとは思っていなかった。今日ここで結論出さないといけないような勝手なことを言っているが、例えば応益割を下げてくださいというようなことを論議するつもりはない。応益割は県下でトップなので、これをそのまま認めていいのかという点で、県の数字も出てきたので、1 回くらい時間をくれてもいいのではないかと。

【事務局】それが明日、明後日、来週くらいしかないという話である。

他の市町村もこういった状況で差し迫ってきて、とりあえず現行のままというところもある。

前回検討するための時間という事で仮係数を示した。今回それを確定係数に置き換えたという形である。

【委員】個人の意見だが、自分の中で納得していないのなら、22 日にもう一回開催してみてもいい。私自身の意見は固まっているが、納得していないのならもう一度月曜日に開催し

て、それまでにいろいろ調べられると思うので、そのときは最初から決める段階でスタートするという事でどうか。

【会長】時間的なことを考えれば今回はあまり扱わずに現行の税率とし、別の機会に応益の学習会を持つというのであればゆっくり時間が取れると思う。

【委員】仮に 22 日に開催となれば答申案が出される予定ですか。仮にそうなった場合は、委員の全員の賛成が必要なのか。

【会長】満場一致がいいとは思いますが、そうではないことも答申の付帯の中に入れて出すことになると思う。

【委員】出席者の多数決になるのか。

【会長】前はそうだった。意見をいただいたところで答申をするが、その中でこういうふうな意見が特にありましたという事は、それに付け加えて答申はさせてもらう。

【委員】運営協議会の答申は市の検討材料であって、最終的にどのように決定するかは市の判断なのか。

【会長】そうである。

【委員】運営協議会で、例えば試算 1 の大幅に下がるという意見を出したとしても、市で、それだと大変なことになるかもしれないと判断し、現行どおりの税率という事もあるという事なのか。

【委員】答申を無視することはできないのではないか。

【事務局】どうしても意見が二つに割れてというときは並列で答申したり、それを受けて市の執行部で検討し結論を出すという事も無いことはない。

【委員】特に下げようという案に賛成な訳ではないので、個人の意見としては現行通りの税率固定で様子を見たほうがいいと思う。

【委員】私たちが責任をもって決めますが 100%ではない。という事を確認したかっただけである。

【委員】どうして 22 日がずれ込んだらいけないのか。じっくり審議させたらいいと思うが。被保険者に田川市の国保運営協議会はこれだけ審議しましたと、そういう審議の内容を私は伝えたいのにどうしてそれがいけないというのか。私は納得いかない。もっとじっくり審議させて欲しい。

【事務局】審議がいけないとは言っていない。審議は充分していただいて結構だが、仮にそのままずっと答申が延びていくとなると、自動的に税率は現行のままとなるので、それでよければ問題ないかと思う。審議を打ち切るという事ではない。

【委員】そういう事も含めて、ここでもう一回時間をくれと言っている。

【委員】もし税率を変えるなら、22 日が最終日になるのか。

【委員】22 日でも私は構わない。とにかく時間をくれというのは帰ってもう一度良く調べたい。

【委員】資料はどこまでが非公開か。

【事務局】今回の資料は、まだ結論が出ていないので外部に出せるようなものではない。

【会長】ずっと延ばしていくと必然的に今年度の税率になるのは間違いない。内容の検討は時間をかけても差し支えない。現行税率で様子見という意見が多いがそれでよいか。

【委員】それはどういう意味なのか。

【会長】ずっと決まらないとなると、今年度と同じ税率固定で推移していくわけである。内容の検討は、22日という制約がなくなるので検討時間はあると思う。しかし、そこで税率を変えらなくなった際には来年度分は時間的にできないという事。

【委員】今までならそれでいいが、平成30年度は大きく変わるので、事務局の都合で審議を変えたりしてはいけないと思う。今日もらった資料も含めて自分で調べたいといっているのだから調べさせてほしい。

【事務局】それは別に拒んでない。税率を変えるのであれば、議会の関係上日程が限られる。ここで打ち切らせてくれという事ではない。

【委員】今日の段階では、とても自分の中で全部を把握して、意見を言える状態になっていないから時間が欲しいという事だと思う。

【委員】そうである。

【委員】国民健康保険者の中の代表の方なので、そこは組みとって、皆さんの予定は分からないが、もう一回開いたほうが運営協議会の意見として出しやすいのではないかと。次回は説明ではなく自分たちの意見を言って決を採る。

【事務局】出席の最低ラインが5人で、それを下回ると会議として成立しなくなるが。

【委員】今皆さんの意見を聞いてもらいたい。

【事務局】日中も含め、日程調整をさせてもらいたい。22日にできなければ検討を先でやっていくという流れになると思う。

【会長】では次回は、今日の提案について意見の出し方を考えてもらいたいと思う。

【事務局】 議会に出す日程等を確認し、22日を含め再度調整させていただく。

【委員】 委任状による議長一任はできるのか。

【事務局】 制度としてはない。

【委員】 今回欠席した方へは事前に説明していただけると次回また同じ事をしなくてよいので、事務局にお願いしておく。

【会長】 他に何か意見はないか。

ないようなので、これで第5回運営協議会を終了する。